

不法投棄は犯罪です

「不法投棄」とは、指定された場所以外に違法にものを捨てる行為のことです。

違反すると法律により、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はその両方が科せられます。

ごみを捨てないでください

小松島市・小松島警察署

